

こんなときは届け出が必要です



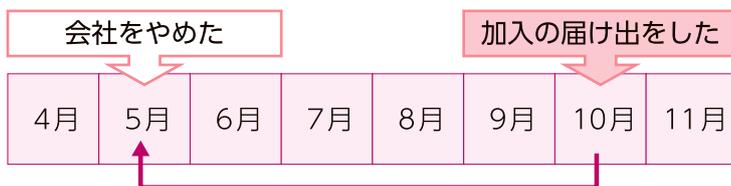
春は就職・退職・進学など異動の多い季節です。異動が決まったら、国保の加入・脱退の手続きを忘れないように注意してください。社会保険などに加入した場合に、**自動で切り替わることはありません**ので必ず手続きをおこなってください。また、異動から14日以内の手続きをお願いします。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	他の市区町村から転入してきた (職場の健康保険に加入していない場合)	転出証明書 ※国保加入前に住民福祉課で転入手続きをおこなってください
	職場の健康保険をやめた 任意継続の有効期限が切れた	健康保険をやめた証明書(離職票など) 資格喪失証明書または任意継続保険証
	子どもが産まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入する	在留カード
国保をやめる	他の市区町村へ転出する	国民健康保険証
	職場の健康保険に加入した	職場の健康保険証(該当者全員分必要) 国民健康保険証
	死亡した	国民健康保険証
	生活保護を受け始めた	国民健康保険証・保護決定通知書
	外国籍の人がやめる	国民健康保険証・在留カード
その他	世帯主、住所、氏名を変更した 世帯を分けた、一緒にした	国民健康保険証
	保険証の再交付 (汚損・破損・紛失)	保険証(汚損・破損の場合) 届出者の本人確認書類 【マイナンバーカード・健康保険証・運転免許証・パスポートなど】 ※別世帯の人に届出を依頼する場合は委任状が必要 ※紛失された場合は、本人確認書類をお持ちください
	施設などに住所を移す	学校や施設などの名称、所在地がわかるもの(在学証明書など)
	修学のため、別に住所を定める	

加入の届け出が遅れると

- 国民健康保険税は、加入の届け出を出したときからではなく加入の資格を得た月から発生します。手続きが遅れると、さかのぼって納めなければなりません。
- 保険証がないため、病院にかかったときには全額自己負担となります。

例えば……



5月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。保険証がないため、医療費は全額自己負担となります。

やめる手続きが遅れると

- 保険証が手元にあるため、うっかりその保険証で医療を受けた場合には、国保が負担した医療費を後で返さなければなりません。
- 国保税と、職場で加入した健康保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

